

■ 共同通信への寄稿 ■

視標「能登半島地震」

◎ 初期段階の司令塔必要

分権路線の減災に限界

関西大特別任命教授 河田恵昭

わが国の災害対策法制度は1959年の伊勢湾台風災害を契機として充実が図られ、61年に市町村の対応を基礎とした災害対策基本法が公布された。

その後、高度経済成長期にたまたま大災害が発生せず、「日本は防災大国になった」という自負心が広く国民の間で共有されることになった。

しかし、そんな自負は95年1月17日の阪神・淡路大震災の発生によってついでに失った。先進国の中では第2次大戦後、最大級の被害に見舞われたからである。

阪神・淡路の被災地は創造的復興を目指してきたが、その事業の進捗状況を検証する途上の2011年3月11日に今度は東日本大震災が発生。地震、津波、原子力発電所事故という世界初の複合災害を経験するに至った。

東北の復旧・復興過程で、今度は南海トラフ巨大地震や首都直下地震という新たな「国難災害」の脅威に国土がさらされていることが分かった。そして両地震の被害想定の見直しが始まり、それに伴う防災対策推進基本計画の改定が待たれる中、能登半島地震が発生した。

今回の震災の特徴は、奥能登地方では20年以降、群発地震が多発し、震度5以上の地震を5回経験して次なる大地震の発生が心配される矢先、誰もが想像できなかった正月1日の午後4時過ぎに大地震が起き、被害が未曾有になった点にある。

内陸を震源とする地震としては、明治時代以降、最大規模となるマグニチュード（M）7・6。また発生から2週間を経過しても、被害の全貌がまだ明らかになっていない。

それでも今回の震災から教訓を抽出すべき必要があることはもちろん、それを早急に活かさなければならない事情が浮かび上がる。

今回のように被害の規模と範囲が大きな巨大地震の場合、被災市町村ごとの減災活動には多くを期待できない。また被災した各都道府県も個々の被害情報も満足に集約できない展開が予想されよう。

従って、これまで通り市町村が中心となるような防災・減災対策を具体化していくことには限界がある。つまり、現代的に言えば、地方分権を基本とする災害対策基本法の趣旨自体が事実上、破綻しているのだ。

もし将来、南海トラフ巨大地震が発生すると、今回と同様の惨状が、東は静岡から西は鹿児島までの太平洋沿岸において8県前後の自治体で発生する。加えて大阪市や名古屋市などでは新たな都市災害も想定され、日本がいまだかつて経験したことのない被害に遭う事態となる。

それは間違いなく「国難災害」だ。そんな国家レベルの災害への対処においては、被災の初期段階で政府主導の災害対応が何より必須となる。

そのとき、必要な対応を可能とするよう、憲法に「緊急事態条項」を明記することで、トップの首相が先頭に立って危機管理を効率的に実践できる法体系の整備も検討しなければならない。それに付随して、政府の全省庁の協力が迅速かつ横断的に得られるよう、司令塔となる組織の新設も早急に求められる。

× ×

かわた・よしあき 1946年大阪府生まれ。京大大学院博士課程修了。京大防災研究所長などを経て現職。「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長」も務める。

※この文章は、2024年1月15日に共同通信によって全国50社の地方紙に配信されたものです。